

【様式2】

香川県会計規則第184条の2第2号に基づく随意契約の締結前情報

部(局)・課(所)名	香川県環境森林部みどり保全課
件名	瀬戸内海国立公園大坂峠園地、白鳥松原園地及び鹿浦越園地維持管理業務
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務場所 東かがわ市坂元、同市松原、徳島県鳴門市 ・業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ・業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ①園地、園路の除草 1,380 m² 年2回 ②園地、園路の清掃 3,430 m² 年12回(月1回) ③公衆トイレの清掃 1箇所 年52回(週1回) ・支払い 完了払(ただし、請求により5割以内の金額を前金払いする)
契約予定日	令和8年4月1日
納期又は履行期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約の相手方の選定基準及び決定方法	<p>選定基準 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者で、契約の履行が確実であること</p> <p>決定方法 随意契約(見積)により、最低の金額を提示した者と契約</p>
契約の申込み方法 (見積書受付期間、見積書受付場所等)	<p>見積書受付期間 令和8年3月11日～令和8年3月19日</p> <p>見積書受付場所 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県環境森林部みどり保全課 総務・自然公園グループ</p> <p>見積金額 本業務の価格(消費税及び地方消費税を含むこと)</p> <p>提出方法 持参又は郵送</p>